

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

二九二

◎児童買春、児童ポルノに係る行為等

の処罰及び児童の保護等に関する法

律の一部を改正する法律

(平成二六年六月二五日法律第七九号) (衆)

一、提案理由(平成二六年六月五日・衆議院本会議)

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の整備等を行うとするものであります。

本案は、昨四日、法務委員会において、全会一致をもって成

案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることと決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(平成二六年六月一八日)

○荒木清寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者の努力義務に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理遠山清彦君より趣旨説明を聴取した後、今回の改正の趣旨と国際社会の要請、児童に対する性的搾取及び性的虐待を防止するために必要な施策、児童ポルノの所持を一般的に禁止した趣旨、児童ポルノの単純所持罪の構成要件の明確性、自己の性的好奇心を満たす目

的についての捜査及び立証の在り方、インターネット上の児童ポルノへの閲覧防止措置等の対応策、漫画、アニメ等の実在しない児童の描写物に係る対応、本法の用語としての児童ポルノという呼称の妥当性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 児童を性的搾取及び性的虐待から守るといふ法律の趣旨を踏まえた運用を行うこと。

二 第七条第一項の罪の適用に当たっては、同項には捜査権の濫用を防止する趣旨も含まれていることを十分に踏まえて対応すること。

三 第十六条の三に定める電気通信業務を提供する事業者に対

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

する捜査機関からの協力依頼については、当該事業者が萎縮することのないよう、配慮すること。
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。